

平成25年（行ウ）第8号 教科書採択無効確認等請求事件

原告 奥村悦夫 外5名

被告 今治市長

**準備書面(22)**

2014年 5月10日

松山地方裁判所 御中

**被告答弁書への反論(3)**  
**「本件教科書の購入が違法でないことについて」について**

**目次**

|   |    |
|---|----|
| はじめに(被告答弁書の「財務会計行為に係わる権限について」への反論)      | 3  |
| 第一、本件購入部品の教科書の重要性と特性・特殊性                | 3  |
| 1, 文科省の『教科書制度の概要』が示す教科書の重要性と特性・特殊性      | 3  |
| 2, 9教科、66種、131点という多様・多種・多数という教科書の特性・特殊性 | 4  |
| 3, 文科省の教科書制度における通知が示す教科書の重要性と特性・特殊性     | 4  |
| 4, 購入物品(教科書)決定手続きが全国一斉かつ多数に係わる特殊性       | 5  |
| 5, 国家の教科書統制が示す教科書の特性・特殊性                | 6  |
| 6, 小結(被告答弁書の反論-教科書の重要性と特性・特殊性の事実誤認)     | 7  |
| 第二、情報財産の本件資料の適正かつ効率的な管理運用の怠り            | 8  |
| 1, 情報財産である「本件資料」の適正かつ効率的な管理運用の怠り        | 8  |
| (1)「本件資料」は財産としての「情報財産(物品)」である           | 8  |
| (2)「本件資料(情報資産)」の目的を無視し、反した本件採択          | 10 |
| ①資料が示す「教育的価値評価」                         | 10 |
| ②資料の全社会科教員の希望教科書が示す「教育的価値評価」            | 12 |
| ③資料の社会科教員など意見が示す「教育的価値評価」               | 13 |
| ④資料が示す教科書の「教育的価値評価」                     | 14 |
| ⑤全資料(①～④資料)が示す教科書の「教育的価値評価」             | 16 |
| (3)「本件資料」の「適正かつ効率的」な管理運用の怠り             | 20 |
| 小結(被告答弁書の反論-本件資料の管理運用違反)                | 21 |
| 第三、「本件資料」の複写費用における財務会計行為違反について          | 21 |
| 1, 本件資料複写は、本件採択が直接の原因                   | 21 |
| (1)「本件採択の際に配布された資料」とは                   | 21 |
| (2)「本件資料」の作成目的と内容及び管理運用                 | 22 |
| (3)本件資料の作成及びその複写は、本件採択が直接の原因            | 23 |
| (4)本件資料複写費用は、本件入札(採択)が直接の原因             | 24 |
| ①「契約書」(証拠甲52号証)                         | 24 |
| ②「支出負担行為兼支出命令書」(証拠甲53号証)                | 25 |
| 小結(答弁書への反論-「本件資料」の複写費用の損害賠償責任がある)       | 25 |
| 結語                                      | 26 |

## 被告答弁書への反論(3)

### 「第3 被告らの主張 3 原告らの主張に対する反論」への反論

#### はじめに（被告答弁書の「財務会計行為に係わる権限について」への反論）

被告答弁書(平成24年 7 月3日付)の「第3 被告らの主張 3 原告らの主張に対する反論」(17頁～19頁)に対し、以下反論する。

#### 第一 本件購入部品の教科書の重要性と特性・特殊性

##### 1. 文科省の『教科書制度の概要』が示す教科書の重要性と特性・特殊性

文部科学省(以下「文科省」という。)は、教科書の定義などを次のように同省のホームページに掲載している(文科省が発行し、同初等中等教育局が編纂した『教科書制度の概要』にも同様にことが記載されている。)

##### 概要 1. 教科書とは概要

###### 1. 教科書の定義

教科書とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。(発行法第2条)

###### 2. 教科書の種類と使用義務

すべての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。教科書には、前述のとおり文部科学省の検定を経た教科書(文部科学省検定済教科書)と、文部科学省が著作の名義を有する教科書(文部科学省著作教科書)があり、学校教育法第34条には、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められています。この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されています。

上記の文科省の説明は、教科書が極めて重要であり、稀な特性と特殊性を有する「物品」であることを示している。

## 2. 9教科、66種、131点という多様・多種・多数という教科書の特性・特殊性

中学校用教科書は、下記のように、9教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語)、さらには、書写、社会(地理的分野)・(歴史的分野)・(公民的分野)、地図、理科(第一分野)・(第二分野)、音楽(一般)・(器楽合奏)、技術・家庭(技術分野)・(家庭分野)との分野があり、1年生から3年生の学年があり、66種、131点(中学校用教科書目録・平成24年度使用 証拠甲13号証の2枚目)と多様・多種・多数あり、それは、教科書の特性・特殊性を示している。

しかも、教科書は、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材であるので、記述内容に、各教科の専門的かつ基礎的な知識を使用する子どもたちの心身などの発達段階に即した内容が求められる。しかも、一方的な知識の羅列ではだめで、教科書の内容が、子どもたちが、自立し、独立した人格を形成し、地域社会を担う地域構成員となるために、主体的に学習し、自らが考える力を育む内容が求められる。これも、教科書の特性や特殊性を示している。

証拠甲13号証の2枚目↓

| 種 目        | 種類数 | 点 数 | 種 目                 | 種類数   | 点 数   |
|------------|-----|-----|---------------------|-------|-------|
| 国 語        | 5   | 18  | 音 楽 (一 般)           | 2     | 6     |
| 書 写        | 6   | 10  | 音 楽 (器 楽 合 奏)       | 2     | 2     |
| 社会 (地理的分野) | 4   | 4   | 美 術                 | 3     | 8     |
| 社会 (歴史的分野) | 7   | 7   | 保 健 体 育             | 4     | 4     |
| 社会 (公民的分野) | 7   | 7   | 技 術 ・ 家 庭 (技 術 分 野) | 3     | 3     |
| 地 図        | 2   | 2   | 技 術 ・ 家 庭 (家 庭 分 野) | 3     | 3     |
| 数 学        | 7   | 21  | 英 語                 | 6     | 18    |
| 理 科        | 5   | 18  |                     |       |       |
|            |     |     | 合 計                 | 種 66  | 点 131 |
|            |     |     |                     | (18者) |       |

## 3. 文科省の教科書制度における通知が示す教科書の重要性と特性・特殊性

「教科書制度の改善について(通知)14 文科初第 683 号」(2002(平成14)年 8月30日)の「教科書制度の改善について(検討のまとめ)」には、「教科書は、『教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材』として、児童生徒の教育に

極めて重要な役割を果たしている」とある。そして、「このように『主たる教材』として重要な役割を果たす教科書は、民間による著作・編集、文部科学大臣による検定、教育委員会等による採択等の手続を経て学校で使用されるものであり、児童生徒により良い教科書を提供するためには、これらの各手続が円滑かつ適正に行われるとともに、それぞれの段階について、制度や運用の充実・改善が図られる必要がある」とある。

「平成24年度使用教科書の採択について(通知)」(証拠甲11号証)には、「教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります」とある。

以上のように、文部省の通知においても、「教科書は、教科の主たる教材として、児童生徒の教育に極めて重要な役割を果たしている」こと、「児童生徒により良い教科書を提供するために」、子どもたち(児童生徒)が使用する教科書を選定し、採択(入札)するために「綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります」とある。

このことも、教科書の重要性と特性・特殊性を示している。

#### 4. 購入物品(教科書)決定手続きが全国一斉かつ多数に係わる特殊性

教科書に関する法令の一つとして、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に措置に関する法律」がある。その第1条に、「この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もって義務教育の充実を図ることを目的とする」と同法の目的を示している。同法の規定により、各教科の複数ある教科書のなかから1種類の教科書を選定し、学校で使用する教科書を決定し、生徒用教科書を国が購入し、各学校の校長を通して児童・生徒に教科書が無償で給与される。

下記の表①は、2005年度の文科省の教科書採択関係状況調査をもとに作成したものである。表①の数が示すように、同法にもとづき、教科書採択手続きに直接係った教育委員や教科書調査員(教員)らの数である。この表の数のとおり、全国で、47157人もの教育委員・教員などが、直接この手続に参加している。これだけ多くの人たちが、全国各地で同時に一斉に直接、生徒たちが使用する「物品」の教科書を購入する手続に参加するという手続きは、他に類を見ない。これも、教科書が如何に重要性であるのかということ、その特性・特殊性を示している。

| 表① 2005 年度 教科書採択関係状況調査 |         |           |         |
|------------------------|---------|-----------|---------|
| 教育委員会数                 | 2395 箇所 | 教育委員      | 7538 人  |
| 選定審議会委員                | 883 人   | 採択地区協議会委員 | 5327 人  |
| 選定委員会委員                | 6271 人  | 教科書調査員    | 27138 人 |
| 教科書展示会場数               | 2078 箇所 | 総合計数      | 47157 人 |

## 5. 国家の教科書統制が示す教科書の特性・特殊性

前記の文科省の説明のように、学校教育法第 34 条第 1 項で、教科書を「使用しなければならない」と規定している。しかし、同法 2 項で、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。(同第 49 条で中学校に準用)」とある。

ところが、次の「今治市立学校管理規則」が示すように、その教科書以外を使用することは容易ではない。

(教材の基本条件)

第 12 条 学校が、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下単に「教科書」という。)以外で教材として使用するものは、次に該当するものでなければならない。

- (1) 教育上有益適切なもの
- (2) 保護者に過重な経費負担とならないもの

(教材の承認)

第 13 条 学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)を使用するときは、校長は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第 14 条 学校が、教材として次のものを使用するときは、校長は、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本の類
- (2) 学習の課程及び休業中に使用する各種の学習帳及び練習帳の類

このように、学校教育において、教科書を使用することを規定し、採択した教科書以外の他の教科書の使用はもとより、その他の教材を使用することに対して、厳しい制限が課せられている。ここに、国が、教科書という物品を重要性していることを示し、それが、教科書の特性・特殊性である。

## 6、小結(被告答弁書の反論-教科書の重要性と特性・特殊性の事実誤認)

以上のことで明らかなように、教科書は、学校教育において極めて重要な位置を占める稀な特性と特殊性を有する「物品」であることを示している。つまり、学校教育における「教科書」という「物品」は、「机」「椅子」「黒板」「ピアノ」などなどの学校の他の「物品」とは決定的に異なる。たとえば、学校の備品のなかでも高価な「ピアノ」という「物品」を購入する際に、何種類もある「ピアノ」のなかからある「ピアノ」を特定するために、前記の「表① 2005 年度 教科書採択関係状況調査」のように何万人もの人が、調査研究し、その資料に基づき購入する「ピアノ」を選定するという手続きをおこなうであろうか。教科書以外、このような手続きを行う「物品」は存在しない。学校という枠を越えても、特定に物品を選ぶ際に、教科書のような手続きを行うものは、恐らく存在しないであろう。それは、教科書の重要性と特性・特殊性を表している。

ところが、被告答弁書(16頁の9行目)では、「物品の購入(図書は物品)であり」と記載し、教科書の重要性と特性・特殊性を消し去り、単なる「物品」と一般化・抽象化し、前記した購入物品である教科書の重要性や特性・特殊性を隠し、消し去る事実誤認がある。

前記した教科書の重要性と特性・特殊性から、各教科の専門的知識と教育実践を有している教員らが、調査員となり、調査研究し、下記の①資料～④資料を作成されるが(準備書面(9)の6～15頁参照)。被告答弁書の16頁の「(3)資料のコピー代金」とは、この資料のことであるが、この資料であるという認識を欠落させ、あるいは恣意的に消し去って位いる。

つまり、前記した教科書の重要性と特性・特殊性ゆえに、教科書の選定及び採択(入札)の手続きの重要性があり、子どもたちの学習権が保障された適切な教科書が、公正に選定され、採択(入札)されるための基礎的な重要な資料として、この「本件資料」が、作成され、そして、管理・運用される必要がある。

しかしながら、被告の答弁書には、このような認識を著しく欠く、事実誤認がある。そのことが、被告らの主張の事実誤認の元を成している。

## 第二 情報財産の本件資料の適正かつ効率的な管理運用の怠り

### 1、情報財産である「本件資料」の適正かつ効率的な管理運用の怠り

「本件資料」は、「情報財産」ないし「物品」であること、ところが、「本件資料」の適正かつ効率的な管理運用の怠りがあることを、原告準備書面(11)及び(12)で述べた。以下にそれをまとめ、かつ詳細に述べる。

#### (1)「本件資料」は財産としての「情報財産(物品)」である

地方財政法第4条で、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限の限度をこえて、これを支出してはならない。」との大前提を規定している。そのうえで、同法第8条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とある。物品管理法第1条には、「物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とする」とある。これは、直接には、国の物品に関する規定ではあるが、公共団体の「物品」一般の規定といえるだろう。ゆえに、地方自治法第239条の「物品」、今治市会計規則の「物品」にも、当然ながら同法第1条の「物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図る」ことが求められる。

「物品」は、いうまでもなく「財産」であり、財産の「管理」とは、「当該財産の財産的価値そのものの維持、保全または現実を直接の目的とする運用を指すものと解されている(宇都宮地裁判決平成9・5・28判時1646号60頁、判タ982号155頁)。「物品」の保管責任は保管者及び使用者が負い、賠償責任も負う。つまり、執行機関または職員は、当該財産の財産的価値を維持、保全すべき作為義務を負い、かつ、それを怠れば、賠償責任を負う。

「今治市情報資産の管理運用に関する規則」の第1条は、「本市における情報資産を保護し、その適正かつ効率的な管理運用を図る」とある。つまり、「情報資産」も「財産」であり、「物品」と同様の扱いが求められている。

同規則第2条の「(7) 情報システム」で、「所管事務について、電子計算組織等及びソフトウェアを用いて情報処理(入力、出力、編集、検索等をいう。)する仕組みをいう。ただし、表計算、ワープロ若しくは画像印刷又は制御若しくは監視系システムを除く。」とし、「(8) データ」で、「情報システムで処理する情報をいう。」とある。



つまり、下記の「『情報資産』である『本件資料』の一覧表」の①資料～④資料は、本件採択（公共入札）が、公正に行われ、かつ適切な物品（教科書）が落札（採択）されるための重要な選定資料として、今治市の「(7) 情報システム」を利用して作成された資料（データ）をプリントアウトし、それを複写した「情報資産」ないし「物品」である。

本件資料として、証拠として提出しているのは、次の4点である。

- ①「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」（以下「①資料」という。証拠甲7号証）
- ②「平成23年度 今治市教科用図書選定委員会 審議結果報告書」（以下「②資料」という。証拠甲8号証）
- ③「(別紙1)平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)」（以下③資料という。証拠甲9号証）
- ④「(別紙3)平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)」（以下「④資料」という。証拠甲10号証）

提出した証拠の資料の合計枚数は、50枚である。しかしそれは、本件入札（採択）のために作成された資料の一部に過ぎず、その全ての合計枚数は、ゆうに100枚を越えるだろう。5人の教育委員であるので、合計枚数は、500枚を越え、10人の選定委員にも配布されているので、1000枚を越え、総合計枚数は、1500枚を越えるということになる。少なくともこれだけの枚数の資料が、複写（コピー）されている。

| <b>「情報資産」である「本件資料」の一覧表</b>                                    |
|---|
| ①資料（証拠甲7号証）。<br>調査員である教員などが教科書を調査研究した資料。<br>今治市教科用図書選定委員会が作成。 |
| ②資料（証拠甲9号証）<br>今治市の全教員の調査報告書をもとに、各学校毎で集計したもの。                 |
| ③資料（証拠甲10号証）<br>今治市の全教員及び保護者などの意見の一覧。                         |
| ④資料（証拠甲8号証）<br>選定委員は、校長会代表者・教員代表者・保護者代表・学識経験者で構成。             |
| <b>提出証拠の枚数 50枚（資料の一部に過ぎない）</b>                                |

## (2)「本件資料(情報資産)」の目的を無視し、反した本件採択

すると、「情報資産」ないし「物品」である「本件資料」の使用及び管理並びに運用が、「適正かつ効率的」に行われたか否かが、「本件資料」の財務会計法規上の義務違反か否かの判断のポイントとなる。

「本件資料」の「作成目的」は、採択(落札)の目的とほぼ同じである。つまり、「子どもたちの学習権を保障する最も適した教科書」を「適正かつ公正」に選定され、採択(落札)されるための基礎的資料を提供することである。

「本件資料」の「所有目的」は、「子どもたちの学習権を保障する最も適した教科書」を「適正かつ公正」に選定され、採択されるための基礎的資料を提供し、最も適切な教科書が選定され、採択(落札)されることにある。

「本件資料」の「財産的価値」とは、「子どもたちの学習権を保障する最も適した教科書」を「適正かつ公正」に選定され、採択されるための基礎的資料を提供し、最も適切な教科書が選定され、採択されることにある。

ゆえに、「本件資料」のうち、基礎的資料として、①資料～③資料が作成され、この資料もとに今治市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)で審議(その会議録証拠甲15号証)し、その結果(審議結果報告書)の④資料を答申として教育委員会に提出する。

### ①資料が示す「教育的価値評価」

選定委員会は、校長会代表者・教員代表者・保護者代表者・学識経験者で構成され、教科書を専門的な観点から調査研究するために調査員が置かれる(選定委員会規約、証拠甲12号証10枚目)。この調査員らは、教員免許を有する教員らで、担当教科の教科書を専門的な観点から調査研究を行う。その資料が、①資料(証拠甲7号証)である。

下記の「①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表」(以下「①資料歴史評価表」という。)は、①資料の2枚目の社会歴史的分野の調査報告書の各教科書の「具体的な観点」という調査研究項目に対する評価を示す記載の「極めて適切である」などの高い評価を「A」、「適切である」などのやや高い評価を「B」、「おおむね適切である」など平均的評価を「C」、評価において問題点が指摘されているものを「D」と記号化したものである。

「①評価集計」は、A～E「評価の集計」を、「②順位」は、「①評価集計」が示す評価の総合にもとづき「順位」を付けたものである。下記のように、

東京書籍は1位、教育出版は2位、育鵬社は5位であり、調査員らの育鵬社歴史教科書の「教育的価値評価」は、低い。

| ①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表 |              |              |                       |          |          |                      |                       |
|---------------------|--------------|--------------|-----------------------|----------|----------|----------------------|-----------------------|
| 調査要素                | 東京           | 教育           | 清水                    | 帝国       | 日文       | 自由社                  | 育鵬社                   |
| A 内容の選択             | B            | B            | B                     | B        | B        | B                    | B                     |
| B 内容の程度             | A・A          | A・A          | B・B                   | B・B      | B・B      | C・D                  | C・D                   |
| C 組織<br>配列・分量       | A・A<br>B     | B・A<br>B     | B・B<br>B              | B・B<br>B | B・B<br>B | B・B<br>B             | B・B<br>B              |
| D 学習指導要<br>領への配慮    | A・A<br>A     | B・A<br>B     | B・B<br>B              | B・B<br>B | B・B<br>B | B・B<br>B             | B・B<br>B              |
| E 造本・その<br>他        | A・B<br>B     | A・B<br>B     | C/D<br>B・B            | B・B<br>B | B・B<br>B | B<br>C/D<br>C/D      | B・B<br>B              |
| ①評価集計               | A(8)<br>B(4) | A(7)<br>B(5) | B(11)<br>C(1)<br>D(1) | B(12)    | B(12)    | B(8)<br>C(3)<br>D(3) | B(10)<br>C(1)<br>D(1) |
| ②順位                 | 1位           | 2位           | 4位                    | 3位       | 3位       | 6位                   | 5位                    |

下記の「①資料 公民教科書の調査研究評価一覧表」(以下「①資料公民評価表」という。)は、資料①の3枚目の公民的分野の調査報告書の各教科書の「具体的な観点」という調査研究項目に対する評価を示す記述を前記と同様に記号化したものである。

「①評価集計」は、A～E「評価の集計」を、「②順位」は、「①評価集計」が示す評価の総合にもとづき「順位」を付けたものである。下記のように、

1位は帝国書院、2位は日本文教、育鵬社は7位であり、調査員らの育鵬社公民教科書の「教育的価値評価」は、最も低い。

| ①資料 公民教科書の調査研究評価一覧表 |          |          |          |          |          |          |     |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 調査要素                | 東京       | 教出       | 清水       | 帝国       | 日文       | 自由社      | 育鵬社 |
| A 内容の選択             | B・A      | B・A      | B・A      | B・A      | B・A      | D・D      | B・D |
| B 内容の程度             | B・B      | B・B      | B・A      | A・B      | B・B      | D・D      | B・D |
| C 組織<br>配列・分量       | A・B<br>B | B・D<br>B | B・D<br>D | B・A<br>B | B・A<br>B | D・B<br>D | D・D |
| D 学習指導要             | B・A      | B・B      | B・B      | A・A      | A・B      | D・A      | D・B |

|          |              |                      |                      |              |              |                      |              |
|----------|--------------|----------------------|----------------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|
| 領への配慮    |              |                      |                      |              |              |                      |              |
| E 造本・その他 | D・B          | B・B                  | B・B                  | B・B          | A・B          | B・D                  | B・D          |
| ①評価集計    | A(3)<br>B(7) | A(1)<br>B(9)<br>D(1) | A(2)<br>B(7)<br>D(2) | A(5)<br>B(6) | A(4)<br>B(8) | A(1)<br>B(1)<br>D(8) | B(4)<br>D(6) |
| ②順位      | 3位           | 5位                   | 4位                   | 1位           | 2位           | 6位                   | 7位           |

## ②資料の全社会科教員の希望教科書が示す「教育的価値評価」

下記の「②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史」(以下「②資料歴史評価表」という。)は、証拠甲9号証「(別紙1)平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書(学校集計)」における各学校の社会科教員67人のアンケートに示された教科書の評価(使用を希望する教科書)にもとづく教科書の「教育的価値評価」の順位である。下記のように、

**東京書籍は37人で1位、教育出版は13人で2位、育鵬社は5人で5位で、教員らのアンケートにおいても育鵬社歴史教科書の使用を希望する教員は少なく、同教科書の「教育的価値評価」は低い。**

| ②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史表 |     |     |    |    |    |     |     |
|-----------------------------------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
|                                   | 東京  | 教育  | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
| 教員希望                              | 37人 | 13人 | 0人 | 7人 | 5人 | 0人  | 5人  |
| 教員評価順位                            | 1位  | 2位  | 5位 | 3位 | 4位 | 5位  | 4位  |

下記の「②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民表」(以下「②資料公民評価表」という。)は、証拠甲9号証「(別紙1)平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書(学校集計)」における各学校の社会科教員68人のアンケートに示された公民教科書の評価(使用を希望する教科書)にもとづく教科書の評価の順位である。下記のように、

**1位は東京書籍、2位は日本文教で、育鵬社は4位で、育鵬社の使用を希望する教員は少なく、同教科書の「教育的価値評価」は低い。**

| ②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民表 |     |    |    |    |     |     |     |
|-----------------------------------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|
|                                   | 東京  | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文  | 自由社 | 育鵬社 |
| 教員希望                              | 33人 | 8人 | 2人 | 8人 | 15人 | 0人  | 2人  |

|        |    |    |    |    |    |    |    |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 教員希望順位 | 1位 | 3位 | 4位 | 3位 | 2位 | 5位 | 4位 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|

### ③資料の社会科教員など意見が示す「教育的価値評価」

下記は、③資料(証拠甲10号証)の3枚目で、歴史教科書の社会科の教員及び保護者の意見の一覧である。

下記のように、東京書籍(東書)の評価が高く、育鵬社の評価として、保護者が、「文章がおもしろい」とあるが、その評価は、教科書に求められる「教育的価値評価」というよりも、歴史小説的な読み物としての評価であり、教員らの「教育的価値評価」は、低い。

証拠甲10号証の3枚目↓

|            |     |   |
|------------|-----|---|
| 社会<br>(歴史) | 東書  | (教) サイズが大きく、みやすい。資料が大きい。解放令・四民平等○<br>(教) 資料多い。版が大きくなって見やすい。   |
|            | 教出  | (教) 各ページの「トライ」が良いと思った。  |
|            | 清水  | (教) 世界との関連がくわしい。<br>(保) 字体が少しつこく、読みにくい。                       |
|            | 帝国  | (教) 言葉の説明は少し多い。四民平等×  |
|            | 日文  | (教) 資料が大きく豊富 身分制○身分制度○四民                                      |
|            | 自由社 | (教) 古代が少しくわしすぎる。さらっと民分<br>(教) 資料少ない。使いにくそう。<br>(保) 文章がおもしろい。  |
|            | 育鵬社 | (教) 文字が少し多い気がしました。四民平等×<br>(教) 資料少ない。使いにくそう。<br>(保) 文章がおもしろい。 |

下記は、上記の公民教科書の社会科の教員及び保護者の意見の一覧である。

下記のように、帝国書院(帝国)と日本文教出版(日文)に対する評価が高く、育鵬社の評価は、低い。

証拠甲10号証の3枚目↓

|            |     |   |
|------------|-----|---|
| 社会<br>(公民) | 東書  | (教) 色基調がやや統一されていないような気がする。内容の程度は普通。<br>(保) 今時の子どもたちの興味がわく構成だと思う。環境についてわかりやすくのっている。                                  |
|            | 教出  | (教) 内容の配列は普通である。用語解説はよい。  |
|            | 清水  | (教) 文章がやや多いように感じる。基本的人権に多くの分量がある。   |
|            | 帝国  | (教) 地図の使い方は効果的である。<br>(教) 学習課題が明確<br>(保) 今時の子どもたちの興味がわく構成だと思う。環境についてわかりやすくのっている。                                    |
|            | 日文  | (教) 法令等の資料が豊富である。基本的人権について効果的な資料や写真を用いて配列も整っており、継続性も備えている。<br>(教) よくまとまっていて、使いやすい。単元がまとまっている。                       |
|            | 自由社 | (教) この社に準拠した資料集・参考書・問題集が作られる可能性なく子供にとって勉強しにくい教科書<br>(教) 使いづらい。まとまってない。  |
|            | 育鵬社 | (教) 基本原則(日本国憲法)の中心に国民主権がある。独特の歴史観がうかがえる。<br>(教) この社に準拠した資料集・参考書・問題集が作られる可能性なく子供にとって勉強しにくい教科書<br>(教) 使いづらい。まとまっていない。 |

#### ④ 資料が示す教科書の「教育的価値評価」

「平成23年度 第2回今治市教科用図書選定委員会会議録」(証拠甲15号証、以下「選定委員会会議録」という)によると、「選定委員会では、教科毎に最もふさわしい教科書を検討し、1社に絞って教育委員会に答申していました。1社では、採択を行う教育委員会が審議しにくいいため、採択候補の教科用図書を複数社あげた資料を、教育委員会に答申してほしいということです」と述べている。

この要望を受け審議した結果、「候補になる教科書を複数社あげて答申することと致します」と決定、そのうえで、「今治市の調査部会による調査研究資料及び愛媛県教育委員会の選定資料」から、「それぞれの資料から、2社ずつ選定」と決定、そして、渡邊学校教育課長が、「県の選定資料につきましては、各教科・分野を2社に絞った報告はありません。そこで、庶務が、あらかじめ県の選定資料を基に判断し、各教科・分野ごとに2社考えてみました」と提案し、「異議なし」と決定、選定委員会の藤原委員長は、「市の調査研究資料と県の選定資料から分析した特色につきましては、庶務に依頼し、まとめてもらった資料があります。よろしければ、それをもとに検討していただければ、話し合いが具体的に進むのではないかと思います。」と提案し、各教科の教科書の選定の審議が進められている。

この答申方法の変更は、準備書面(20)の17～20頁で述べた、現場教員らに

よる調査研究資料の評価(①資料)にも縛られず、答申(④資料)にも縛られることなく、教育委員の独自の好み・評価にもとづき教科書を採択できるように、教育委員の採択権限を強化する「小田委員長らの教育委員の採択権限を強化する採択手続きの改悪画策」の一環である。

高橋教育長は、教員免許を有し、教育実践の経験があるが、9教科の全ての分野における教科の専門的知識を有しているわけではなく、ましてや、小田委員長(当時)をはじめ残りの4名の教育委員らは、教員経験があるわけでもなく、各教科の教育的専門知識も有していない(詳細は、準備書面(9)の16～21頁のとおり)。つまり、教育委員らは、独自の教科書の評価にもとづき使用する教科書を決めるために必要な条件を有していない。ゆえに、教育委員らの個人的な独自の評価・好みで子どもたちが使用する教科書を決めてはならず、前記の提案に沿って答申方法を変更することは、社会通念、公序良俗、教育条理上、違法であることを指摘しておく。

さて、歴史教科書では、①資料～③資料の評価にもとづき、東京書籍と教育出版の2社を、県の選定資料から、育鵬社と東京書籍の2社を選定し、そのうえで、庶務の村上氏が、なぜか、「1番・東京書籍、2番・育鵬社、3番・教育出版」とする庶務案を説明している。しかし、ある選定委員は、「調査研究資料を読んだときに、育鵬社についてちょっと引かかる記載があったので、私自身は、教育出版を2番にして、育鵬社を3番にしてはどうかと思います」と発言、他の選定委員も「同感」と述べ、その結果、「1番・東京書籍、2番・教育出版、3番・育鵬社」との順番の答申を決定している。

下記の表の「④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表」(以下「④資料歴史評価表」という。)は、前記の庶務案と審議を経て教育委員会へ答申された教科書の評価の順位の一覧で、**育鵬社版歴史教科書は、答申された教科書の三番目と、選定委員らのなかでも評価は低い。**

| ④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表 |    |    |    |    |    |     |     |
|-----------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|                             | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
| 庶務案順位                       | 1位 | 3位 |    |    |    |     | 2位  |
| 答申順位                        | 1位 | 2位 |    |    |    |     | 3位  |

公民教科書では、①資料～③資料の評価にもとづき、帝国書院と東京書籍の2社を、県の選定資料から、日本文教と育鵬社の2社を選定している。選定委員会会議録(証拠甲15号証)では、庶務の村上氏が、ここでもなぜか、「1番目に帝国書院、2番目に日本文教、3番目に育鵬社、4番目に東京書籍」との庶務案を

説明している。しかし、ある委員は、「東京書籍は4番になっているが、教員の支持が高いので、東京書籍はもっと上でいいのでは」と発言し、また、他の委員も「育鵬社については、引っかかる部分があり、4番目でいいのではないかと思う」との意見で、その結果、「1番目に帝国書院、2番目に東京書籍、3番目に日本文教、4番目に育鵬社」との順番の答申を決定している。

下記の表の「④資料 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価表」(以下「④資料公民評価表」という。)は、この庶務案と審議を経て答申された教科書の評価の順位を一覧にしたものである。

前記の引用した審議に出席した9名の選定委員のうち6名は、校長・教頭で、教員免状を有し、教育実践経験者である。この選定委員らは、前記したように、専門的知識を有する教員らが調査研究資料に示された①資料の「教育的価値評価」を尊重し、答申順位を決めている。そして、ここでも育鵬社の評価は、低い。

| ④資料 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価表 |    |    |    |    |    |     |     |
|-----------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|                             | 東京 | 教出 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
| 庶務案順位                       | 4位 |    |    | 1位 | 2位 |     | 3位  |
| 答申順位                        | 2位 |    |    | 1位 | 3位 |     | 4位  |

## ⑤ 全資料(①～④資料)が示す教科書の「教育的価値評価」

### 歴史教科書

下記の表は、育鵬社の歴史教科書の①資料～④資料にもとづく①資料歴史評価表～④資料歴史評価表の評価の順位一覧と採択教科書の表である。

①資料歴史評価表、②資料歴史評価表、④資料歴史評価表の順位の1位は、全て東京書籍で、育鵬社の評価・順位は、5位～3位と低い。

資料のなかでも最も基礎的な資料である①資料(証拠甲7号証の2枚目)の1位の東京書籍と5位の育鵬社を下記に抜き出した。この二つの評価の違いを比較すると「教育的価値評価」の違いが、次のように明らかである。

社会歴史の「B 内容の程度」「ア 内容は、生徒の心身の発達段階に適切しているか」との「具体的な観点」で、東京書籍(東書)では、「内容は、生徒の心身の発達段階によく適応している」とあるのに比べ、育鵬社では、「**偏って歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある**」との批判的な評価があり、東京書籍と育鵬社では、大きな評価の差が明らかである。ところが、高橋教育長以外の4名の教育委員らは、入札(採択)手続き上の公的資料に示された評価を無視して、調査員



らが具体的に指摘した「公平性、客観性、違和感」に関するところを、逆に高く評価し、歴史の専門的な知識を有していない教育委員らが、個人的な独自の評価・好みで、育鵬社歴史教科書を採択(落札)した。

証拠甲7号証の2枚目↓

教科名(社会歴史)

| 調査要素    | 具体的な観点  | 東 書  | 育鵬社  |
|---------|---|--|--|
| A 内容の選択 | ア 「教育基本法」や「学習指導要領」、「今治市教育委員会基本方針」になっているか。     | ○ 目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。   | ○ 目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。   |
|         | イ 学習指導要領に示されている教科及び分野の目標・内容に照らし、適切なものが選択されている |  |  |
| B 内容の程度 | ア 内容は、生徒の心身の発達段階に適切しているか。                     | ○ 内容は、生徒の心身の発達段階によく適応している。<br>○ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して、多様な事例を紹介しており、見学及び調査ができるようによく配慮されている。 | ○ 内容は、おおむね適切であるが、偏った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある。 |
|         | イ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。              |  |  |

①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表

|    | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 4位 | 3位 | 3位 | 6位  | 5位  |

②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史表

|        | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 教員希望順位 | 1位 | 2位 | 5位 | 3位 | 4位 | 5位  | 4位  |

④資料 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表

|      | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 答申順位 | 1位 | 2位 |    |    |    |     | 3位  |

採択(落札)した歴史教科書

|       |  |  |  |  |  |  |     |
|-------|--|--|--|--|--|--|-----|
| 採択教科書 |  |  |  |  |  |  | 育鵬社 |
|-------|--|--|--|--|--|--|-----|

公民教科書

下記の表は、公民教科書の①資料～④資料にもとづく①資料公民評価表～

④資料公民評価表の評価の順位一覧と採択教科書の表である。

帝国書院、東京書籍などの評価が高く、育鵬社の評価・順位は、5位～3位と低い。

資料のなかでも最も基礎的な資料である①資料(証拠甲7号証の3枚目)の公民教科書の評価1位の帝国書院(帝国)と7位の育鵬社を下記のように抜き出し、具体的に比較すると評価の違いは明らかである。

証拠甲7号証の3枚目の社会公民の「B 内容の程度」「イ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか」との「具体的な観点」で、帝国書院では、「毎時間、生徒の興味関心を高める工夫がなされている」との評価に比べ、育鵬社では、「近年の国際情勢や国内の様子を写真などで取り上げているが、政治的メッセージ性を感じる箇所がある」と問題を指摘している。

また、「C 組織・配列・分量」の「ア 内容は、系統性や関連性を考慮して適切に組織されているか」との「具体的な観点」では、帝国書院では、「学習内容の配列を工夫しており、政治的分野の学習が地方自治、国政の順序(身近な政治から国の政治)というようによく工夫している」との高い評価に対して、育鵬社のそれは、「原発の有用性を強調しすぎ、その危険性や反対意見があることには言及していないなど、公正性、客観性に欠ける箇所がある」「皇室や天皇陛下の写真などを多く取り上げて、愛国心と関連づけようとしている箇所が多く、違和感を感じる」と問題を指摘している。

さらに、「D 学習指導への配慮」の「ア 生徒の興味・関心を高め、主体的な学習を促すよう配慮されているか」との「具体的な観点」では、帝国書院では、「生徒に考えさせる構成や語句説明の工夫が良く準備されており、自学自習を行う上で、適切である」との評価に対して、育鵬社では、「考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない」との問題を指摘している。

また、「E 造本・その他」の「イ 表記・表現は適切であるか」との「具体的な観点」では、帝国書院では、「文末表現が丁寧、簡潔である」との評価に対して、育鵬社のそれは、「考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない」と問題を指摘している。

以上のように、帝国書院と育鵬社との評価には、大きな評価の差がある。

ところが、高橋教育長以外の4名の教育委員らは、入札(採択)手続き上の公的資料に示された評価を無視して、調査員らが具体的に指摘した「公平性、客観性、違和感」に関するところを、逆に高く評価し、社会科の公民の専門的な知識を有していない教育委員らが、個人的な独自の評価・好みで、育鵬社公民教科書を採択(落札)した。

証拠甲7号証の3枚目↓

|            |  | 帝国   | 育鵬社  |
|------------|--|--|--|
| B 内容の程度    | <p>ア 内容は、生徒の心身の発達段階に適合しているか。</p> <p>イ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。</p>                   | <p>○最新の統計資料や写真が多く使用されており、生徒が興味関心を持つよう、よく配慮されている。</p> <p>○毎時間、生徒の興味関心を高める工夫がなされている。</p>   | <p>○生徒の発達段階に即した内容になっている。</p> <p>○近年の国際情勢や国内の様子を写真などで取り上げているが、政治的メッセージ性を感じる箇所がある。</p>   |
| C 組織・配列分量  | <p>ア 内容は、系統性や関連性を考慮して適切に組織されているか。</p> <p>イ 内容の配列は適切であるか。(本文、図、表など)</p> <p>ウ 分量は適切であるか。</p> | <p>○1時間を見開き2ページで構成している。</p> <p>○学習内容の配列を工夫しており、政治的分野の学習が地方自治、国政の順序(身近な政治から国の政治)というようによく工夫している。</p> <p>○分量的には適切である。</p>                 | <p>○原発の有用性を強調しすぎ、その危険性や反対意見があることには言及していないなど、公平性、客観性に欠ける箇所がある。</p> <p>○皇室や天皇陛下の写真などを多く取り上げて、愛国心と関連づけようとしている箇所が多く、違和感を感じる。</p> |
| D 学習指導への配慮 | <p>ア 生徒の興味・関心を高め、主体的な学習を促すよう配慮されているか。</p> <p>イ 基礎的事項が身につくよう配慮されているか。</p>                   | <p>○生徒に考えさせる構成や語句説明の工夫が良く準備されており、自学自習を行う上で、適切である。</p> <p>○章末に設問が準備されており、基礎基本の定着によく配慮されている。また、生徒に理解しにくい内容にはイラストなどを効果的に用いるなど、よく配慮されて</p> | <p>○考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない。</p> <p>○章末に設問があるなど、基本的事項が身につくよう、配慮されている。</p>                                 |

①資料 公民教科書の調査研究評価一覧表

|    | 東京 | 教出 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 順位 | 3位 | 5位 | 4位 | 1位 | 2位 | 6位  | 7位  |

②資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民表

|        | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 教員希望順位 | 1位 | 3位 | 4位 | 3位 | 2位 | 5位  | 4位  |

④資料 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価表

|      | 東京 | 教育 | 清水 | 帝国 | 日文 | 自由社 | 育鵬社 |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 答申順位 | 2位 |    |    | 1位 | 3位 |     | 4位  |

採択(落札)した公民教科書

|       |  |  |  |  |  |  |     |
|-------|--|--|--|--|--|--|-----|
| 採択教科書 |  |  |  |  |  |  | 育鵬社 |
|-------|--|--|--|--|--|--|-----|

### (3)「本件資料」の「適正かつ効率的」な管理運用の怠り

以上のように、高橋教育長以外の教育委員らは、この「本件資料(情報資産)」の①～④に示された同資料の評価を全く無視し、委員らの独自の評価にもとづき本件教科書を採択した。

つまり、「本件資料(情報資産)」の作成目的を「適正かつ効率的」に使用せず、「無視」し、同資料の「財産的価値」の維持・保全を怠り、本件資料に示された「教育的価値評価」の「財産的価値」を損ね、本件資料の「適正かつ効率的な管理運用を図る」義務の履行を怠る財務会計法規上の違法を犯した。

また、「本件資料(情報資産)」の「適正かつ効率的な管理運用」を図ることを義務付けられている関係者も、この違法行為を放置している怠る事実がある。上記をまとめると次のようになる。

- ① 「本件資料」①資料～④資料は、いずれも、採択に際し、作成した公的資料であり、「情報資産」ないし「物品」である。
- ② 採択の目的は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」(北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)、「児童生徒により良い教科書を提供するため」(文科省の「教科書制度の改善について(通知)の「教科書制度の改善について(検討のまとめ)」)とある教育委員会の責務として)子どもたちの学習権を保障する最も適した教科書を選定し、採択し、その教科書を子どもたちに手渡すことである。
- ③ 「本件資料(情報資産ないし物品)」の作成目的は、公共入札によって購入することになる教科書を、公正かつ子どもたちの学習権を保障する最も適した落札物品を選定し、落札(採択)するための基礎的資料の提供である。これが、「本件資料」の「財産的価値」である。本件資料の管理運用目的は、「本件資料」の作成目的に沿った「財産的価値」が、「適正かつ効率的」に「使用」され「管理」され「運用」されることにある。
- ④ 「本件資料(情報資産)」の作成目的及び管理運用目的に即して、適正かつ効率的な供用その他良好な管理運用を図る必要を使用者・管理者らは負う。
- ⑤ 教育委員ら及び選定委員らに配布された本件コピー資料は、本件資料のオリジナルをコピー(複写)したもので、その作成目的及び管理目的・運用目的、財産的価値は、「本件資料」のオリジナルと同じである。

- ⑥ 一連の本件入札(採択)手続きの最終手続きにおいて、教育委員らは、子どもたち及び教員らが使用することとなる教科書(物品)を決定する審議において、高橋教育長以外の教育委員らは、①～④に示された「本件資料」の「財産的価値」を無視し、前記で詳細に示したように学校教育において「教育的価値評価」の低い育鵬社版教科書を、「教育的価値評価」を判断するための基礎的な条件を満たしていない教育委員らは、教育委員という職権と地位を濫用して、各教育委員らの独自の個人的な評価・好みで、本件教科書を落札(採択)した。

### 小結(被告答弁書の反論一本件資料の管理運用違反)

以上のように、本件手続きの関係者である相手方ら及び教育委員らは、本件資料作成目的及び管理運用目的に即して、本件資料の「財産的価値」の維持・保全し、適正かつ効率的な供用その他良好な管理運用を図る必要があるにもかかわらず、これを怠った。その結果、本件資料の「財産的価値」を消滅させ、今治市の財産的損害を与え、本件資料の作成費としての複写費を無駄と化し、地方財政法第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に反する違法行為を行った。

よって、本件関係者らは、これらのことの賠償責任を負い、冒頭に被告答弁書の主張は失当である。

## 第三 「本件資料」の複写費用における財務会計行為違反について

### 1. 本件資料複写は、本件採択が直接の原因

#### (1)「本件採択の際に配布された資料」とは

「本件入札(採択)手続きの際に配布された資料」とは、①資料(証拠甲7号証)、②資料(証拠甲8号証)、③資料(証拠甲9号証)、④資料(証拠甲10号証)の合計枚数、50枚を含む、前記したように、総合計枚数は、1500枚を越える。これだけの枚数の資料が、複写(コピー)されている。

## (2)「本件資料」の作成目的と内容及び管理運用

「本件資料」の作成目的は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」(北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)、「児童生徒により良い教科書を提供するため」(文科省の「教科書制度の改善について(通知)の「教科書制度の改善について(検討のまとめ)」)とある教育委員会の責務として、子どもたちの学習権を保障する最も適した物品(教科書)を選定し、入札(採択)し、それにもとづき国が購入し、その教科書を子どもたちに手渡すという最終目的のための基礎的な判断材料となる資料を提供することである。

この目的を果たすためには、本件物品(教科書)の前記したような次のような特性及び特殊性及び使用目的並びに用途を鑑みて、本件資料を作成する必要がある。

- ㊦教科書は、学校教育における各教科の主たる教材である。
- ㊧教科書は、教育課程の構成に応じて組織排列されている。
- ㊨中学校用教科書は、9教科、66種、131点という多種・多様・多数ある。
- ㊩「本件資料」には、教科書の内容が、各教科の専門的かつ基礎的な知識が記載されているのかを判断できる材料が求められ、そのことを可能とする者が、資料を作成する必要がある。つまり、各教科の教育上の専門的知識を有するものが、それを行う必要がある。
- ㊪「本件資料」には、教科書の内容が、各教科の専門的かつ基礎的な知識のみならず、子どもたちの心身などの発達段階に即した内容になっているのかを判断できる材料が求められ、そのことを可能とする者が、資料を作成する必要がある。つまり、各教科の教育上の専門的知識及び教育実践経験を有するものが、それを行う必要がある。
- ㊫「本件資料」には、教科書の内容が、子どもたちが、自立し、独立した人格を形成し、地域社会を担う地域構成員となるために、主体的に学習し、自らが考える力を育む内容であるのかを判断できる材料が求められ、そのことを可能とする者が、資料を作成する必要がある。つまり、各教科の教育上の専門的知識及び教育実践経験を有するものが、それを行う必要がある。

以上の理由から、本件資料を作成するために、各教科の教育上の専門的知識及び教育実践経験を有している各教科の教員免許状を有している教員らが、各教科毎に選ばれて、各教科の教科書を調査研究し、基礎的な資料を作成する。

また、このような本件資料作成目的に即して、本件資料を管理運用することが不可欠である。

### (3) 本件資料の作成及びその複写は、本件採択が直接の原因

準備書面(21)の4～5頁で述べたように、子どもたち及び教員が使用する教科書を決め、それが、子どもたちに給与される一連の手続きは、国、都道府県、市町村が分担する。最終的に購入する教科書を決定する手続きは、教育の地方分権・地方自治にもとづき、本件教科書採択では、今治市教委の審議を経て決定する。その結果を愛媛県教委に報告し、愛媛県教委は、県内の結果を集約し、文科省に報告する。そして、文科省と各教科書発行者は、「教科用図書購入契約」(証拠甲45号証)にもとづき、文科省は、発注者として、各教科書発行者に教科書を発注し、国が、その費用を各教科書発行者に支払う。子どもたちの教育をつかさどる教員らの教科書は、今治市が購入する。

この際に作成される「本件資料」は、この本件入札(採択)の目的を果たすために作成され、本件入札(採択)の際に重要な情報資産ないし物品として、コピーされ全教育委員らに各一部づく配布される(1セット100枚を越える)。

なお、本件入札(採択)が、本件図書の購入の直接の原因であることは、証拠甲14号証の2枚目の下記で購入理由の「平成23年8月30日の教育委員会において、平成24年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい」が、それを証明している。

証拠甲14号証の2枚目↓

#### 1 購入理由

平成23年8月30日の教育委員会において、平成24年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。

なお、上記のほか、教員増員や教科書・指導書の破損等により、新規購入が必要となった場合についても購入することといたしたい。

#### 2 品名 中学校教師用教科書・指導書

#### (4) 本件資料複写費用は、本件入札(採択)が直接の原因

以上で明らかのように、「本件資料」の複写は、本件採択が直接の原因である。改めて述べるまでもないが、その本件資料複写費用は、本件採択が直接の原因である。この点について、複写機の「契約書」(証拠甲52号証)及び「複写機使用料の支出負担行為兼支出命令書」(証拠甲53号証)から、「本件資料」の複写行為が、即、複写機使用料となり、その費用を公金から支出することになることを明らかにする。

##### ①「契約書」(証拠甲26号証)

「契約書」(証拠甲26号証)は、今治市と株式会社アグサスとの間で複写機及びその附属品の賃貸借についての契約書である。この「契約書」の締結日は、2008(平成20)年4月1日であるが、原告奥村が、2013年2月13日に「公文書開示請求」し、同19日に開示された時点で最も新しい契約書であるとのことから、この「契約書」にもとづき本件資料複写費用に関する財務会計行為が行われたことになる。

この「契約書」の1条の「契約の目的」には、下記のように、「乙所有の機械を、甲の使用に供するとともに、コピーを撮るに必要な一切の消耗品(用紙を除く。)を供給し、これに対し、甲は乙に第9条に規定する料金を支払うことを目的とする」とある。この契約書は、コピー機の使用とその使用に伴う料金の支払いがセットになっていることを明確に示している。つまり、本件資料作成のためのコピー機の使用とその使用に伴う料金の支払いは、一体のものである。

契約書の第9条で、「料金は、1カ月ごとに定める基本使用料と積算カウンター料からなり、毎月初日から末日までを1カ月とするものとする」と料金に関する取り決めを行い、基本使用料、積算カウンター料金の詳細を「契約明細表」で示している。

この契約書から、コピー機を使用することは、当然ながらコピー使用料金が派生し、使用目的に即して、逐一、伺い書や支出命令書などの財務会計行為を行うのではなく、9条の規定にもとづき、1カ月を単位に財務会計行為を行い、料金を支払っている。

ところが、被告答弁書の17頁(1行目から2行目)に「コピー機は業者から賃借しているものであり、コピーの使用枚数に応じて契約料金を支払うこととなる。しか



し、資料を作成する行為は物品の使用行為であり、財務会計行為ではない。」と主張しているが、この主張は、以上のことから事実を反し、失当である。

証拠甲26号証1枚目↓

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙所有の機械を、甲の使用に供するとともに、コピーを撮るに必要な一切の消耗品(用紙を除く。)を供給し、これに対し、甲は乙に第9条に規定する料金を支払うことを目的とする。

## ②「支出負担行為兼支出命令書」(証拠甲27号証)

「支出負担行為兼支出命令書」(証拠甲27号証)は、本件複写使用料の支出負担行為兼支出命令書ではない。しかし、前記の契約書にもとづき、本件資料の複写費用が、どのように支払われているのかを示し、本件資料の複写費用と本件採択との関係が、直接の関係(原因)であることを証明する証拠となる。

本件資料の複写行為は、契約明細表の今治市教育委員会事務局のある富士火災ビル第3別館3階ないし4階のコピー(複写9機が使用されたと思われる。そして、すでに契約において複写使用料金などと支払い方法が決められているので、「支出負担行為」(地方自治法第232の3で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。))とある)と「支出命令書」がセットとなる「支出負担行為兼支出命令書」で財務会計行為が行われている。

この「支出負担行為兼支出命令書」と先の「契約書」が、複写機を使用すると即、複写機使用料金など生じ、その費用をこの契約にもとづき公金から支払うことを示している。

このように、本件資料の複写行為は、複写機使用料金の支払いを契約にもとづき派生させ、その費用を公金から支払うことになる。そのことを証拠甲27号証の「支出負担行為兼支出命令書」の2枚目にある株式会社アグサスの「請求書」がそれを端的に示している。つまり、本件採択に際して、「本件資料」を各教育委員に配布するために、「本件資料」を複写しているのであるから、「本件資料」の複写費用は、本件採択の直接の原因であることは、明らかである。

小結(答弁書への反論-「本件資料」の複写費用の損害賠償責任がある)

本件関係者の相手側及び教育委員らは、本件資料作成目的及び管理運用目的に即して、また、「本件資料」の「財産的価値」の維持・保全し、適正かつ効率的な供用その他良好な管理運用を図る必要があるにもかかわらず、これを怠る事実がある。そのことによって、本件資料の「財産的価値」を消滅させ、本件資料の作成費としての複写費を無駄とし、地方財政法第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に反する違法行為を行った。よって、今治市長らは、これらのことの賠償責任を負い、関係者にその賠償を求める必要があり、それを怠る事実がある。

## 結語

「本件会議における採択の内容ないし結論」は、「本件資料の複写費用等の支出行為の違法性の有無」を左右し、本件資料の財産的価値を消滅させ、財産的損害を与えている。

また、本件資料の作成の目的は、採択(落札)の目的と同じであるから、「本件会議における採択の内容ないし結論」は、採択(落札)の目的に反し、子どもたちの学習権を侵害している。よって、子どもたちの学習権を保障する責務を負う教育委員会は、新たに、子どもたちの学習権を保障する教科書を購入する責務を負っている。ところが、これを怠っているのである。つまり、本件採択にもとづき、本件教科書を購入したことは、今治市に財産的損害を与える行為になる。

よって、今治市長らは、これらのことの賠償責任を負い、関係者にその賠償を求める必要があり、それを怠る事実がある。

また、「本件会議における採択の内容ないし結論」とは、本件図書購入に関する先行行為の本件採択行為である。この本件採択(落札)が、著しく合理性を欠き、違憲・違法であることは、これまで述べてとおりである。このような先行行為の著しく合理性を欠き違憲・違法な採択にもとづく後行行為の本件財務会計行為が、財務立憲主義原則及び財務会計法規上に反し、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する財務会計法規上の義務に違反することも述べてきたとおりであり、違法であることは明らかである。

よって、被告答弁書(平成24年7月3日付)の「第3 被告らの主張 3 原告らの主張に対する反論」(17頁～19頁)は、失当である。

以上